

別紙様式第 2 (第 2(1)及び(5)関係)

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

※参加申込書の受付は終了しました。

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に係る特定随意契約
契約の 内容	物品又は役務の概要	J R 津ノ井駅トイレ清掃等管理業務
	規格・品質等	① トイレの清掃、トイレットペーパーの補充 ② ゴミステーションへの持ち出し ③ 駅トイレ内及び周辺での異常発見時の報告
	数量等	① 男性トイレ 小便器 2、大便器 (洋式 1)、洗面台 1 女性トイレ 大便器 (和式 2、洋式 1)、洗面台 1 多目的トイレ 洋式 1、洗面台 1 ② 業務従事日 毎週 月曜日、水曜日、金曜日 ただし、支障のある場合は、前日に従事するものとする。
	納入場所又は履行場所	J R 津ノ井駅トイレ (鳥取市津ノ井 271)
	納入期限又は履行期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
契約締結予定日		令和 7 年 4 月 1 日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 定期的、継続的に業務を行えること。 (2) 業務手順の変更があった場合に柔軟に対応できること (3) 別記個人情報取扱特記事項を遵守できること。 (4) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。 (5) 「契約締結内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市都市整備部交通政策課 (鳥取市幸町 71 番地) 電 話 0857-30-8326 F A X 0857-20-3953
契約申込みの期限		令和 7 年 3 月 2 5 日 (火) 必着
契約の相手方の決定方法及び選定基準		(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定された者であること。 (2) 上記「契約担当職員が特に必要と認める事項」を確実に果たせる見込みがあること。 (3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。 (4) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること。

○契約締結後

公表事項	内 容
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の名称	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター
契約金額	434,384円
契約の相手とした理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第2項に規定するシルバー人材センターから、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第21条の3に定める手続により役務の提供を受ける契約であり、高齢者雇用対策の観点から委託するものである。